

1. 諮問事項

- 狭山湖特別保護地区の指定が、令和8年10月31日に期間満了を迎えることとなっている。
- 本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、引き続き指定するものである（区域・面積変更なし）。

- 【名称】 狭山湖鳥獣保護区 狭山湖特別保護地区
- 【区分】 身近な鳥獣生息地
- 【所在地】 所沢市・入間市
- 【区域】 狭山湖（山口貯水池）及びそれに隣接する樹林地
- 【面積】 591.0 ha
- 【指定期間】 令和8年11月1日から令和18年10月31日まで（10年間）
- 【意見照会】 関係市及び利害関係人から意見を聴取したところ、再指定に関する反対の表明はなかった。また、指定案を縦覧に供したところ、これに対する意見は提出されなかった。

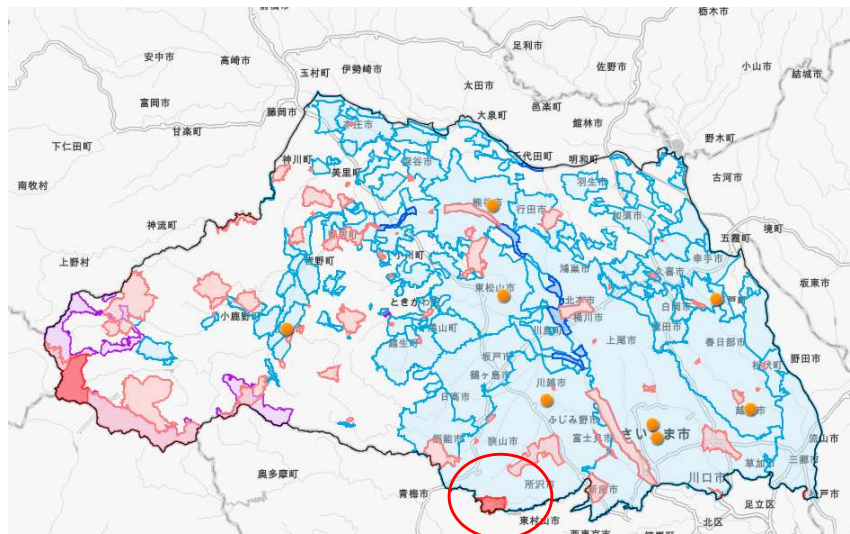
2. 制度概要 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

	内容	効果
鳥獣保護区の指定 （法第28条）	鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域を指定するもの	・ 狩猟は不可、有害鳥獣許可捕獲は可能
特別保護地区の指定 （法第29条）	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域を指定するもの	・ 狩猟は不可、有害鳥獣許可捕獲は可能 ・ 建築物その他の工作物の新築・改築・増築、樹木の伐採、水面の埋立て等を行うには許可が必要

(参考) 狭山湖特別保護地区について

1 狭山湖特別保護地区の位置・概況

- 当該区域は、東京都境に接する埼玉県の一部に位置する。
- 狭山湖の周辺は、狭山湖水源林と谷戸部の湿地があり、多様な自然環境が多く、生物の生息を可能にしている。
- 当該地域は、埼玉県における生物多様性と鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、昭和61年11月に特別保護地区に指定された。



【令和8年度 鳥獣保護区等位置図より】

東京都境に接する濃い赤の箇所が狭山湖特別保護地区

2 狭山湖特別保護地区の鳥獣の生息状況

- 一帯は針葉樹林及び広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。また、狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になっており、その周辺の樹林地では、鳥類121種、哺乳類18種が確認されている。

そのうちハクガン、トモエガモ、サシバ、ミサゴ、ハイタカ及びオオタカ等の環境省レッドリスト、又は埼玉県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種・準絶滅危惧種55種の生息が確認されている。



←ハクガン

画像引用元「日本野鳥の会 埼玉」



オオタカ→

画像引用元「NPO法人オオタカ保護基金
オオタカの生態」